

議案第 2 号

専決処分の承認を求めるについて

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 2 月 19 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 2 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて

上記の事項を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 1 月 31 日

行田市長 行 田 邦 子

1 相手方

神奈川県伊勢原市 ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

2 概 要

令和 6 年 9 月 18 日午後 7 時頃、アズビル T A C O 株式会社埼玉工場敷地内において、市が管理する一里塚の樹木の枝が折れ、付近の駐車場に駐車中であった相手方の車両に当たり、屋根等が損傷したものである。

3 損害賠償の額及び和解内容

- (1) 本市は、本件事故による相手方の損害額として、損害賠償金 2,642,386 円を支払う。
- (2) 相手方は、本件事故による相手方の損害について、上記金額の支払以外は、本市に対していかなる損害賠償も請求しないことで和解する。

公開用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工している場合があります。